

平成29年度盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱を次のように定め、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月29日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成29年度盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(目的)

第1 太陽エネルギーの利用促進及び利用の効率化を図るため、住宅用太陽光発電システム等（住宅用太陽光発電システム、蓄電システム及びホームエネルギーマネジメントシステムをいう。以下同じ。）の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 一般社団法人太陽光発電協会内に設置された太陽光発電普及拡大センターの定める平成25年4月1日に改定された住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業実施細則（J-P E C第 1110-0058号。以下「平成25年実施細則」という。）第4条第1号、第2号及び第5号に掲げる要件のいずれにも適合する住宅用太陽光発電システムであって、市の区域内に事務所又は事業所を有する事業者が設置工事を行うものをいう。
- (2) 蓄電システム 国が実施した住宅省エネリノベーション促進事業における補助の対象となる機器として一般社団法人環境共創イニシアチブの認証を受けた蓄電システム又は当該認証を受けていない蓄電システムのうち市長が適当と認めたもの（いずれも未使用品に限る。）であって、市の区域内に事務所又は事業所を有する事業者が設置工事を行い、住宅用太陽光発電システム又はホームエネルギーマネジメントシステムと連携し、これらのシステムと同時に設置されるものをいう。
- (3) ホームエネルギーマネジメントシステム 住宅において居住者が使用する空気調和設備、照明設備等の使用電力量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能であり、かつ、電力の使用の調整及び制御をする機能を有するシステムのうち、住宅内の機器との間の通信規格として「ECHONET Lite」を採用するもの（未使用品に限る。）であって、市の区域内に事務所又は事業所を有する事業者が設置工事を行い、住宅用太陽光発電システム又は蓄電システムと連携し、これらのシステムと同時に設置されるものをいう。

(補助金の交付の対象)

第3 第1に規定する経費は、次の各号のいずれにも該当する者が所有し、かつ、自己の居住の用

に供する市内の一戸建て住宅に住宅用太陽光発電システム等を設置するために要する経費とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅用太陽光発電システム等を設置した者（この告示による補助金の交付決定を受けた後に当該住宅用太陽光発電システム等の設置工事に着手した者に限る。）

イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅用太陽光発電システム等が設置された建売り住宅の引渡しを受けた者（この告示による補助金の交付決定を受けた後に当該住宅用太陽光発電システム等が設置された建売り住宅の引渡しを受けた者に限る。）

(2) 市税を滞納していない者

(3) 過去に住宅用太陽光発電システム等の設置に関し市の補助金の交付を受けていない者  
(補助金の額)

第4 第3に規定する経費に対する補助額は、次の各号に掲げる住宅用太陽光発電システム等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 住宅用太陽光発電システム 住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費の額又は2万円に当該住宅用太陽光発電システムに係る太陽電池の最大出力の合計値（平成25年実施細則第4条第2号に規定する太陽電池の公称最大出力の合計値をいう。以下同じ。）を乗じて得た額のいずれか低い額（その額が8万円を超えるときは8万円を限度とし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 住宅用太陽光発電システム及び当該住宅用太陽光発電システムと連携する蓄電システム 次に掲げる額を合算した額

ア 前号に定める額

イ 蓄電システムの設置に要する経費の額又は10万円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(3) 住宅用太陽光発電システム及び当該住宅用太陽光発電システムと連携するホームエネルギーマネジメントシステム 次に掲げる額を合算した額

ア 第1号に定める額

イ ホームエネルギーマネジメントシステムの設置に要する経費の額又は2万円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(4) 住宅用太陽光発電システム並びに当該住宅用太陽光発電システムと連携する蓄電システム及びホームエネルギーマネジメントシステム 次に掲げる額を合算した額

ア 第1号に定める額

イ 第2号イに掲げる額

ウ 第3号イに掲げる額

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表 (第6関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 平成29年度盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書	1部	別に定める。
	2 事業計画書	1部	
	3 その他市長が必要と認める書類		
規則第6条第1項第1号及び第2号	平成29年度盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業変更(中止・廃止)承認申請書	1部	別に定める。
規則第12条第1項	1 平成29年度盛岡市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金請求(精算)書	1部	別に定める。
	2 事業実績書	1部	
	3 その他市長が必要と認める書類		